

第百七十一回国
参議院經濟産業委員会會議録第十一号

平成二十一年四月三十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十三日

辞任

植松恵美子君

川崎 稔君

工藤堅太郎君

四月二十七日

辞任

塚田 一郎君

四月二十八日

辞任

森 まさこ君

補欠選任

直嶋 正行君

津田弥太郎君

木俣 佳文君

補欠選任

森 まさこ君

補欠選任

塚田 一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

櫻井 充君

藤原 正司君

増子 輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

委員

木俣 佳文君

鈴木 陽悦君

津田弥太郎君

直嶋 正行君

中谷 智司君

前田 武志君

松村 祥史君

丸川 珠代君

谷合 正明君

松 あきら君

国務大臣

経済産業大臣

副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

厚生労働大臣官房審議官

経済産業大臣官房技術総括審議官

経済産業省製造産業局長

経済産業省製造産業局次長

国土交通大臣官房審議官

環境省総合環境政策局環境保健部長

松下 新平君

渡辺 秀央君

二階 俊博君

吉川 貴盛君

谷合 正明君

松村 祥史君

山田 宏君

岸田 修一君

照井 恵光君

細野 哲弘君

後藤 芳一君

小川 富由君

原 徳壽君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(櫻井充君) たいまいから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、植松恵美子君、工藤堅太郎君及び川崎稔君が委員を辞任され、その補欠として直嶋正行君、木俣佳文君及び津田弥太郎君が選任されました。

○委員長(櫻井充君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働大臣官房審議官岸田修一君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻井充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(櫻井充君) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山根隆治君 おはようございます。

与えられた時間が三十分でございますので、質問も簡潔にさせていただきますが、答弁もよろしくお願いしたいと思っております。

化学物質というのはアメリカの学会誌によれば三千万種あるということを言われております。そして、E.Uでも各種資料の中で出てきている数字としては工業的に作られているものが十萬種、たというところでございます。我が国では三十六年前に化学審法の中で、これから作られる化学物質、今日まで一萬種、そして、それまでの化学物質二萬種、今回の改正ではその二萬種についても管理、チェックを加えていくと、こういう法律の改正で

ありますから、一歩前進ということは間違いないとは思いますが、しかし、それだけの化学物質の安全性についてこれをチェックし切れるかどうかという問題については非常に甚だ疑問、たと言わざるを得ません。

そしてもう一つは、私たちが民主党として問題にしている点は、実は役所が六省庁にわたっているということ、そして六つの法律にわたってこの化学物質の管理が行われるというようなその状況の複雑性であります。そうした行政の体制の在り方ということについて、今後どのような検討がなされることになるのかどうか、その点についてまずお尋ねをいたしたいと思います。

○国務大臣(二階俊博君) 化学法以外の規制も含めた総合的な化学物質の管理法を求める声が、審議の過程におきましてもしばしば御意見を承っております。

化学物質にかかわる様々な規制がある中で、個々の法律の目的も規制の実態も異なっておりますので、どの範囲で規制を一元化することが適切かといった論点についても更なる議論が必要だと考えております。まずは化学法の規制について関係省庁と連携を強化しながら、総合的な法制度等の在り方についても検討していきたいと考えております。そうした観点から、今回の改正では、他の法律の執行に役立つような情報を関係省庁で共有する規定を新たに設けており、こうした規定も活用して関係省庁との連絡、連携を確実なものとしてまいりたいと考えております。

また、窓口の一元化についても、新規化学物質の届出に関しては経済産業省、厚生労働省及び環境省それぞれに届出を行わなくても、一省に届出を行えば三省が届出を受け取ったこととするなどの対応を行っております。あわせて、審議会についても一体的に行っていくように今後努めてまい

りたいと考えております。経済産業省としては、こういった三省の連携は必要に応じて他の関係省庁との間でも実施していくことが可能だと考えております。

今後とも、関係省庁と連携を密にしながら化学物質の管理に万全を期してまいりたいと思っております。

○山根隆治君 我が党の認識と大臣の御答弁の違いというのはかなりやっぱあるなというふうなことを感じました。私ども、今部門会議で、特に今環境を中心として新しい在り方を模索をしているということで、改めてまたいつかの機会に御提案もすることになるかと思っております。そのことは申し上げておきたいと思っております。

今回の改正によりまして製造・輸入数量等の届出の義務が付されるわけでございますけれども、中小企業の負担というのが実際の現場では大変なものになってくるのが予想をされるわけでございまして、これらの中小企業に対する国としてのサポート体制等をどのようにつくるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○副大臣(吉川貴盛君) ただいま御指摘をいただきましたように、中小企業に対しての負担が見込まれるところでございますが、今回の改正によりまして、製造・輸入数量が年間一トン以上のすべてが化学物質につきまして数量、用途等の届出の義務が掛かることとなります。対象となる事業者の数は八百社程度であると見込んでおりますが、そのうち中小企業は四百社程度と考えております。

この届出義務につきましては、化学物質にかかわる安全、安心を目的とするものといえ、毎年の製造・輸入数量を届け出るようになるために事業者にとって負担になりかねない、今御指摘いただきましたように、側面がございまして、

改正化審法におきましては、中小企業を始めとする事業者の負担を最小限に、必要最小限に抑える仕組みを構築しておるところでもございまして、具体的に申し上げますと、事業者に対して求

める届出事項を絞り込みまして、すべての物質について長期毒性、発がん性などの有害性情報を一律に求めることはいたしません。必要な情報を段階的に求めることとしておりまして、また国が安全性を評価する際には、既に国が持っている有害性情報等を最大限に活用することといたしております。

その上で、なお新たな有害性情報が必要となる場合でありまして、中小企業が製造・輸入の大部分を占める化学物質につきましては、事業者に代わって国が自ら安全性試験等を実施することとしておりまして、具体的に申し上げますと、平成二十一年度の新規予算におきまして三億八千万及び今般の補正予算におきまして有害性情報の収集のための所要の予算を七億七千万計上しているところでございまして、今次改正法施行に際しましては中小企業への負担の軽減に十分に配慮してまいりたいと考えております。

○山根隆治君 中小企業に過重な負担が行って企業の存立そのものにかかわるようなことになっていけませんので、是非十分な配慮をお願いしたいということを申し上げておきたいと思っております。

さて、今八百社、そしてその中では中小企業は四百社ですが、という御答弁があったわけでございまして、特になんか御答弁がなかったわけでもございまして、総合的なリスク管理を行う専門家、この人材というのがなかなか欠けがちだといふふうにも私自身は承知をいたしているわけでございまして、今後、人材の育成強化ということについては国としてどのような指導とサポートを取るおつもりなのか、お尋ねを申し上げます。

○政府参考人(後藤芳一君) お答えを申し上げます。化審法が適切に執行されていくために、負担が多くなります中小企業などにつきましても人材がちゃんと供給されてまいるのが大事である、こういう御指摘だと思っております。まさに、私どももそう思っております。

今般の化審法の改正によりまして、私どもとしても、できるだけ速やかに改正が許されまると、具体的なリスクの管理の手法、この法の下で行ってまいります手法というのを公表いたしまして、幅広い関係者に、これ国だけがやるわけではなくて、実際に利用される方々にも御活用いただけるようにしたいと考えてございます。その結果といたしまして、企業におきましてもリスク管理の人材が育成されていくことを期待しております。

国の方としてしておりますことから申し上げますと、化学物質のリスク評価とか管理に關します研究開発といたしまして、例えば化学物質のリスク評価ですとかリスク評価手法の開発ですとか、これ研究開発のテーマ名などでございまして、あるいは化学物質の最適な管理を目指すリスクトレードオフ解析手法の開発などといったところを産業技術総合研究所などとともに開発をしております。こうした研究開発をすることによりまして、開発の成果自身だけではなくて、それによつて人材も育成されてまいるということを期待してございまして、

こういうことを通じまして、実際に産業界ですとか研究機関におきましてニーズに即した人材が供給されまして、それが活用されるということを関係者とともに進めてまいりたいと思っております。

○山根隆治君 次の質問に移ります。

実は、動物愛護法改正が数年前されましたときに私もこの法案作りにかかわった一人でございまして、私も、動物実験の問題についてお尋ねをいたしたいと思っております。

当時、この法案作りの過程の中で、学術会議の方からお話を聞いたり市民団体の方からお話を聞く、そういうふうな機会に勉強を多くさせていただいたわけでありまして、日本が今世界的に、思想的に言えば共生の思想というのか、それが、先導的な役割を日本が果たしてもおかしくないような、日本古来持っている空気といいたるところがアイデンティティーがそういったところ

にあると思うんですけれども、そういう意味からしても私は動物実験を回避するということについては日本が率先して取り組まなくてはいけない問題だと思っております。現実にはやはり、欧米に比べ、特にヨーロッパに比べてかなり遅れているという状況があるわけでございます。

我が国として、動物実験を回避するためのいろいろな措置というのについて、代替措置等も含めて主導的な役割を果たすべきだと思いますけれども、この辺の決意について大臣からお尋ねをいたしたいと思っております。

○政府参考人(後藤芳一君) 動物の愛護も大事である、一方で化学物質の安全性に關する審査というものも厳密にやらなければならぬと、こういう両面がございまして。特に、環境中でどのような挙動を化学物質がしていくか、あるいは生体あるいは人の中に入りましてときに化学物質がどのような作用を及ぼして影響を与えていくのかと、こういうところを慎重に測っていくのことが、こういうこととございまして、これにつきましてもは不断な研究を進めてございまして、

ただ、生物体というのは特に、さらに人ということになりますと深いものがございます。なかなか解明されていないものもございまして、そのような状況の下で、国際的に試験方法というのは標準化、基準化しまして共有しておりますんですけれども、一方で研究開発も進めてございまして、

研究開発の、例えば大きく分けまして、化学物質の構造からどのような影響を及ぼすのかということと測っていくような、そういう方法であります。あるいは、細胞に影響を及ぼすときに、生体の細胞だけではなくて、生体の細胞を一部培養しました細胞で同じような働きをするような細胞といたして、それによりまして、実際に化学物質を加えることによりまして実際の動物などを使わずに影響を評価するというような方法も進めてございまして、これは大変大事な分野だと思っております。動物の愛護もありますし、いろいろな経済的な負担もございまして、この辺の研究開発につきましてもは

実際に予算もかなり今年度用意してございますけれども、例えば、先ほどの分子の構造から測るものにつきましては二十一年度では一億七千万、あるいは、細胞を培養するものにつきましては二億五千万、それから、人ではなくて、いわゆるiPS細胞と申しておりますけれども、受精卵ではないところから細胞を合成しまして同じように人体への影響が測れるような、そういう手法でございませうけれども、これについては十億円という、今iPSの研究開発については力を入れておりますけれども、そのうちで進めてまいりたいということを今も続けておりますし、これから全力でしてまいりたいと思っております。

○山根隆治君　やはり、その根本にある哲学というか思想というか、そういうものが問われている時代、だと思ふんですね。

特に動物愛護についていえば三R、御承知のように、代替的な措置を求める、そして動物を犠牲にするときには痛みをできるだけなくす、そして動物実験は避ける、こういうようなことがやはり基本的理念でなくては行けないんですけれども、この辺のところがやはりいろいろな行政の執行にかかわってきますので、是非そうした物の考え方というのもしっかり徹底をしていただきたいというふうに思います。

今お話ありました、iPSの話がございました。ES細胞、これらもこれから再生医療ということで今注目を浴びて、研究も相当日本国として今予算を費やしてやっていますと、こういうふうなことを承知をいたしていただけます、現実的にはまあこれから分野というふうなことだろうと思ひますけれども、将来的には動物実験に代替されるような措置ということについてやっぱり有望なものになっていくのかどうか、その辺、見通し、簡潔にお答えください。

○政府参考人(後藤芳一君)　iPS細胞につきましては、御案内の、日本でこの培養の方法が解明されまして、これが国際的に研究をリードできるかどうかというふうな議論もなされてお

ります。

ただ、進捗を見しておりますと、実際にそれが安定した形で使えるのか、途中でまた細胞が変わってしまふ、がん化をしますと、こういうような指摘もあつたりしまして、懸命に研究が進んでいるところかと思ひます。こうしたものがちゃんと供給されるようになりまふと、化学物質の評価のところにもちゃんと使われる。これは、国際的に合意をしまして、そこに導入をしてみたいというところでございます。

この動物愛護につきましては、我が国もそうです、米欧も大変高い意識を持っておりまふので、鋭意これを進めてまいると、御指摘のとおり進めてまいりたいと思ひます。

○山根隆治君　動物愛護については非常に認識が高いというふうな、我が国も言ひましたけれども、我が国は高くないんですよ。だから、そこが問題、だということをおし上げていられるんですね。

いろいろな分野の方からお話を聞いた中で、やはり平均的にヨーロッパに比べて動物愛護の精神というか、そういうものが非常にまだ行政には弱いということがもう既に明らかになっていまふので、その辺、我が国もという我が国はちよつと遅れているという認識だけは是非持っていたきたいと思ひます。

それで、これは申し訳ないんですけれども事前通告していませんでしたけれども、二〇〇五年に日本代替法検証センターというのがつくられていふと、このことでもございまして、これは期限は五年ということですからもうあと一年ほどしかございませぬけれども、専従者は一人というふうな状況だといふふうに聞いていられるんですけれども、この日本代替法検証センターについては、これをやはり組織として今後どう運用されるのか、あるいは改善、拡充されるお考えがあるのか、今承知されていたら、ちよつと事前には申し上げていなかったでございまして、資料がなければ結構です。資料がなければ結構ですけれども、よろしくひとつ御答弁をお願いいたします。分かんないや分かんないで。

ちよつと続けます、更に。これは急なことでございまして、事実確認するのに時間が掛かっていると思ひますけれども、是非、こうした検証センターがありまふので、お願いしたいと思ひます。じゃ、お願いいたします、答弁をお願いいたします。

○政府参考人(岸田修一君)　今御指摘の代替試験法の検証センターということ自体、私は承知していませんが、ただ、その組織の基となつておりますのは、国立医薬品食品衛生研究所というところがございまして、そこが従来から動物試験の代替法、その検討をしております、その検討した成果をOECDの評価に提供する、あるいはOECDにおけるその代替法の検証作業あるいは評価、そういったものの協力と、こういうことを行つておりまして、こういう代替法の促進に向けて一層の努力をしていきたいと思ひます。

○山根隆治君　そこで、大臣にお尋ねをさせていたきたいと思ふのでありますけれども、その代替法検証法の研究に関するやっぱり予算ですね。これは今、政府答弁のニュアンスと私が申し上げているニュアンスは少し違いますけれども、やはり動物への愛情といひまふかね、先ほど申し上げました三R、犠牲をできるだけ少なくする、犠牲の場合には痛みを取る、そして代替の方法というものを取つていく、こういうのは基本的な考え方としてもう既に定着したものがあつたわけでございますけれども、日本としてはやはり予算は予算でしつかりと国の姿勢を示すということが大事だと思ひますので、大幅な予算のアップをこれから、有力な閣僚でございましてので決意をお聞かせをいただければ有り難いと思ひます。

○国務大臣(階俊博君)　先ほど来、山根先生から動物愛護について基本的なお考えを伺ひまして、大変参考になりました。

今後において、動物愛護の精神に基づいて実験その他においてはもつと慎重に、しかも抑制的に

対応していくということが大事であります、そのために予算が必要だというのは仰せのとおりだと思ひます。必要な予算については、関係省庁とも十分連携を取つて責任者と話を詰めてまいりたいと思ひます。

○山根隆治君　EUでは三月に、動物実験をした原料の使用、流通を禁じる法令が施行されました。我が国では逆に一部の化粧品等の安全性評価に動物実験が課されていまして、これは医薬品部外品のところでもございまして、これらについてやはり世界の動きと逆行するような動きという見方もされるわけでございますけれども、今後、これらについて改善をしていくお考えがあるのかどうかをお尋ねいたします。

○政府参考人(岸田修一君)　先ほどから議員の方から、動物愛護法の改正におきまして苦痛の軽減、代替法の利用、動物利用数の削減、こういった観点からの取組、こういったものを現在やつていられるわけでありまふけれども、それからまた先ほど、国立医薬品食品衛生研究所を中心として、欧米とも協力しながら代替法の開発、またその代替法が使えるものかどうかという評価、そういったものへの取組も行つていられるわけでありまふ。

欧州において化粧品指令が改正になりまして、この三月に一部の毒性試験を除いてEU圏内で動物試験を実施した化粧品等の販売を禁止する旨の公布をされたところでございまして、ただ、化粧品の安全性確保についてはやはり重要な課題といふふうに認識しております、現段階においてやはり動物試験により安全性の確認を行わざるを得ないものも多岐にわたるかと、こういうふうにしておりまふが、今後とも代替法の開発、そ

ういったものを取り組むとともに、欧米のみならず米欧等の情報も集めて適切に対応してまいりたいと、こういうふうにしております。

○山根隆治君　適切に対応の前にはやらざるを得ないというふうなことも言つていられるので矛盾、混乱がございませうけれども、是非積極的にそうした動物実験を避けるということで研究、検討を前向

きに、前向きです、前向きにやっていた、だいたいいと思います。

時間の関係でまとめて二つほど質問を最後にさせていた、だいたいいと思いますけれども、動物実験の数を削減する方法の一つとして、各機関での重複実験、これを避ける必要があるかと思ひますけれども、それらの問題について厚生労働省の方でどのような検討をなされているか、お尋ねをさせていただきます。

そして、いま一つは環境省の方にお尋ねをさせていただきたいと思うんですが、環境汚染物質の指標となるのは野生動物の死体ということが言えるかと思ひますけれども、今後、化学物質の環境影響評価指標として野生動物の死体の回収と調査の制度、これを制度化することが必要ではないかと思ひますけれども、これらについてのどのような検討が今後なされていくのか、前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。お尋ねをさせていただきます。

以上です。

○政府参考人(岸田修一君) 化審法の運用に当たりまして、動物試験の重複をできるだけ少なくするという措置を講じているわけではありますが、具体的には、事業者が同一の新規化学物質について届出を行う場合に、試験結果を事業者間で共有することによって試験を重複して実施せずに届出をすることができるよう、これは事業者に対して周知を行っているところでございます。

また、政府が実施している既存化学物質の安全性点検におきましても、関係省庁間あるいは関係部局間において試験対象物質あるいは試験の種類、そういったものが重複しないようあらかじめ調整を行った上で実施しているところでございます。

○政府参考人(原徳壽君) お答え申し上げます。環境省におきましては、一般環境中における化学物質の残留把握のために、化学物質環境実態調査というものをしております。この中で、水質や底質のみならず、生物中に含まれる化学物質の

測定をしているところでございます。

この生物中の化学物質の調査の一環では、野生生物の体内に含まれる様々な化学物質を測定しておりますが、動物愛護の観点から、使用する動物の数をできるだけ抑制するとともに、例えばタヌキでありますとかあるいはウミネコなどにつきましては、その死骸を積極的に現在も活用しております。

今後とも、この実態調査の実施に際しまして、野生生物の死骸なども活用して化学物質の残留把握に努めていきたいと考えております。

○山根隆治君 少し時間がございますので、質問が前後をいたしますけれども、今回の法律案は一トン以上のものが対象ということでございますけれども、しかし、実際には一トン未満のものが、そうした製造をしている事業者がたくさんあれば、先ほど八百社が対象ということでございまして、たぶん、たくさんあれば、その総体で見ると相当なやはり問題というものが起きてこうとうふうにいるわけでございますけれども、それらの一トン未満の製造された化学物質についてはどのような管理、ケアをされていく、そういうおつもりなのかどうか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

御指摘のように、一トンというのを今回の化審法の届出のすそ切りに予定をしております。これは、一トンというレベルが環境中に放出された場合の人とか動物植物への影響ということについての専門の審議会の小委員会などの報告によって比較的その影響が小さいだろうということ、それからあとは、もちろんこれはすべての物質をチェックするのが最も望ましいわけでございますけれども、行政側においても、また届出をされる事業者の方々の費用対効果という観点からも制約があるということでこういう仕切りにさせていただいているわけでございます。

御指摘のように、一トンという仕切りをさせていただきましても、例えば、一トンの事業

者が一社操業をされている傍らで九百グラムの事業者が例えば十社あるというようなことは論理的にあり得ないわけではございません。そういった場合において、その九百キロのものについては届出の対象外にすることについて、これが公平性でありますとか実害性において全く問題がないかというところはなかなか否定をしないといけないというところとおっしゃると思ひます。

ただ、この一トン未満というものにつきましては、これまでの調査によりまして、全体の化学物質の供給量の一万分の二、つまり百万分の二の確率でそれが存在するというところでございますので、この範囲内で御指摘のような可能性をどこまで制度設計上カバーするか、こういう問題だろうと思ひます。

そういった観点でこのすそ切りというのを意味のある便法として導入させていただいたわけでございますが、便法は便法でございます。あくまでも、仮に一トン未満のもので事業者からの有害性情報とか知見の問題等々でやっぱり問題があるということが分かった場合、あるいはそういうおそれが懸念される場合、あるいはそれが集中的にか所に立地が固まっているというようなことがあつて懸念がある場合におきましては、個別にきつちりと対応をし、国が自ら試験をすることも含めて対応をしてみたいと思っております。

○山根隆治君 冒頭申し上げましたように、我が国では工業化された化学物質が三万ということでございます。そして、その化学物質同士でどのような影響が相互に掛け合うことで起きてくるか分からないと、こういうふうな状況も心配されるわけでございますので、これからしっかりといろいろな考えられ得る想定をした上で行政をしつかり取り組んでいただきたいということを申し上げます。

○前田武志君 前田武志でございます。

既にこの化審法に關しての審議は随分と進んでいるわけでございますが、前回は連合審査ということで環境委員会の専門家の方々からも非常に傾

聴に値するようないろんな議論がございました。今までの審議と一緒に聞いておまして、どの委員も御指摘になるのは、環境トータルについての心配といえますが、環境をトータルとしてとらえて、それに対する規制というものをどうすべきかというような観点からの御指摘も多かったわけでございます。今の山根議員の指摘に対して、二階大臣からも、統合的な法制といえますが、そういったものも必要であろうと、これから検討していく旨もありましたし、窓口の一元化に向けて考えていきたいと、いや、もう既に実施をしようとしておるんでしょうか、そういうようなお話もございました。

そこで私は、余り重ならないような範囲で御質問をしたいわけでございますが、環境、人、人間にとつて一番身近なものは衣食住でありますから、その中でも人が、大部分のといひますか、非常に長い時間滞留している環境というのは家でありまして、家であり室内の空気環境ということになるでしょうか、そんな観点から議論をさせていただきたいと思ひます。

参考資料をちょっと二枚ほど皆様方のところにお渡ししてあると思ひますが、「生活上のチェックポイント」と書いた、こういう資料がございます。これは、国交省住宅局、例の品確法ですかね、住宅の品質を確保する法律というのがございまして、その品確法の中で住宅におけるチェックポイントというのを、構造的なものであったり防火的なものであったり、いろいろ指摘をしております。そういう中でシックハウスという観点から建築基準法も改正した上で一つのチェックポイントとして挙げていますね。

私はここでシックハウスの議論をするつもりは全くございませんでして、要するに、家だとか室内の空気環境という観点からとらえてということ、そのときの国交省住宅局の理解を求める資料として出ているのがこれなんです、性能表示の中の室内環境ということで、この絵がイメージがわかりやすいものですからこうやって引張り出し

たわけでございますが。真ん中にルームの、部屋のボンチ絵がありますね。化学物質の主な発生源ということで、赤点でいろんな指摘がございます。こういうところから化学物質というものが出てきて、そしてそれが単独というよりも複合しながら室内の空気環境ということになるんだろうと思うんですね。

そこで、まず最初に環境省にお尋ねしたいんですが、室内空気環境に影響すると思われる化学物質のおおよその数というものをお聞きしたいんです。

○政府参考人(原徳壽君) お答え申し上げます。室内中の空気環境等につきましては、厚生労働省が所管しておりますので、厚生労働省の方から答弁をさせていただきます。

○政府参考人(岸田修一君) 今、一般の住居内の化学物質の総数の件について御質問がございましたけれども、この総数の推定というのは非常に困難でございますが、ただ、居住環境、空気中の化学物質については、例えば厚生労働科学研究におきまして平成十五年度とその報告書が出ておりますが、全国五十か所の住宅、これは新築二十五、それから居住のところは二十五でございますけれども、揮発性有機物質、有機化学物質ですね、揮発性の有機化学物質、この百三十五物質を対象に実態調査を行っております。

その調査の結果では、居間において、つまり人間の住んでいるところでございますけれども、百三十五の物質のうち百九物質が検出されていると、こういう報告でございます。

○前田武志君 先ほどの山根議員の議論を聞いておいて、地球上に何か三千万、そして環境に出て悪さをすると思われるものが十万ぐらいで、その中の更に三万ぐらいに絞って化審法が今度対象にしよう、こういうことなのでしょう。そこから更に約百九と言われましたですね、そういったものが住環境と、こういうことになるのでしょうか。

そこで、この化学物質というものは、一番最上

流端においては、カメの甲か何か知りませんが、分子の形であって、それが製品として下流の方に加工されていく、用途に応じて加工、製造されていくと思うんですが、まずはその材料とか部品だとか、そういったものになるのでしょうか。それが更に下流側に行くと、家という観点で見ると、躯体でしかなく、柱であったりはりであったりコンクリートであったり、そういった躯体、この中にも相当量入っているはずなんです。それから、家具がありますよね。この中にもこれも家具ですけど、これも随分たくさんいろんなものが入っているんじゃないでしょうか。それから、もちろん、このボンチ絵を見ておきますと、これ炊事場も出ているわけでありまして、やれ洗剤だ、食器だ、食品だ、それからじゅうたん、いろいろなものが入っているはずなんです。そういったものが発生源となつて家や室内の空気環境というものに構成されているんだらうと、こう思います。

そこで、そういった構成する要素に対する規制というものがどういふものがあるのか、どういふ法律があるのか、経産省からお尋ねをいたします。

○政府参考人(後藤芳一君) お答えを申し上げます。

今委員からいただきましたこの資料を拝見しても、身の回りで化学物質は大変便利なものでございますからいろいろ広く使われてございまして、こうしたところから実際に空気中に出てまいるものもあるわけでございます。いろいろな由来のものに合わせまして規制の体系がございまして、人の健康に影響を及ぼします有害な物質につきまして、関係法令と規制措置という組合せでございまして、例えば、建築材料ですとか作り付けの家具につきまして建築基準法、それから台所用の洗剤でございますとか玩具、おもちゃにつきましては食品衛生法、それから衣類ですとか寝具につきましては有害家庭用品規制法、それから衛生害虫などの殺虫剤につきましては薬事法がそれぞれ適用されておまして、物質とそれぞれの含

有の基準などを定めてございます。

○前田武志君 二枚目の資料にその概要が載っているわけなんです。化学物質関連規制における化学云々があって、二番目ですか、「2」と書いたところに「主な化学物質関連法の概要」ということで載っております。

ところで、化審法では、今挙げられた法律というものが対象としているものは適用除外になっているのではないかとお尋ねですが、経産省からちょっとその辺の説明をお願いします。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

化審法の法律上の定義について御質問かと思えます。定義につきましては第二条にございまして、これによつて、元素又は化合物に化学反応を起こさせることによつて得られる化合物のうち、いわゆる毒物劇物法、あるいは覚せい剤取締法、それから麻薬及び向精神薬取締法、こういったものの対象になっているものは除き、また放射性物質についても対象になっておりません。

また、化学物質には該当するんでございますけれども、これは別の条項がございまして、特定の用途によるもの、例えば、今次長から申し上げますたことに関係をいたしますけれども、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法あるいは飼料の安全性等々に関する法律、それから薬事法、これらの対象物質についてはこの法律の適用外となつてい

るは事実でございます。

○前田武志君 この化審法そのものは、元々法律ができてきた経緯からいいますと、上流側の個々の化学物質を規制する、網羅的に規制していくという法体系になっているのかと、こう思うわけなんです。が、実態は今申し上げておりますように、人が暴露を受ける環境というものは、別にそんな個々のというよりも、取り巻く環境というのは家そのものであり部屋そのものであり躯体であり家具であり食器であり食品でありと、こういうことになってくるわけですね。したがって、この法体系でカバーされていない面が多々あるのではないかと、こう思うわけでありまして。

はないかと、こう思うわけでありまして。

しかも、この人体が受ける影響、空気環境というものは、個々の発生源の足し算ではなしに、多分掛け算といえますか、だからこそ複合汚染と、こういうことになるんでしょう。そういう意味ではなかなか解明も難しいんですが、ある意味では非常に恐ろしい、何世代も後になってから出てくる遺伝子の変化というようなことにもつながっていくわけでありまして。

そこで、一つの例を出すと、このボンチ絵の中にある家具ですね。家具だとかシステムキッチン、こういったものを発生源とする化学物質について何らかの規制だとか基準だとか、そういったものが経産省においてあるのかないのか、お答えをお願いします。

○政府参考人(後藤芳一君) 今の御指摘のシステムキッチンでございますとかそれから家具というようなものにつきましては建築基準法の方で規制があるかと存じまして、経産省の方としましては特にこれにはなからうかと存じます。

○前田武志君 住宅局、来ていますか。住宅局、答えてください。

○政府参考人(小川富由君) お答えをいたします。

室内の家具等々の規制でございますが、いわゆるシックハウス対策の規制といたしまして、建築基準法の改正で平成十五年七月から規制を掛けております。

具体的には、これは二種類の化学物質ということになりますけれども、ホルムアルデヒドとそれからクロルピリロスについて規制を掛け……

○前田武志君 何と何。

○政府参考人(小川富由君) ホルムアルデヒドと、それからクロルピリロスといいます。クロルピリロス、これは防蟻剤、シロアリの防蟻の化学物質でございますが、それについて使用の規制をしております。また、そのほかに換気設備、これをしつかり付けていただくということを義務付けをしております。

さらに加えまして、それ以外のトルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンという化学物質については、先ほど委員が御紹介いただきました性能表示の制度の中で測定をするという制度を設けておるところでございます。

いずれにしろ、内装材あるいは作り付けの家具などに使われる材料からの化学物質が漏れ出すという点については建築基準法の中で全体として対応しておるところでございます。

○前田武志君 大臣も大分眠たそうでございますので、ちょっと大臣にまたこの次に聞きますので、ちょっと今耳を貸しておいてください。

今のお話で、前者の薬品はあれは接着剤関係です。それから、後者が防蟻剤と、こう言っていましたね。それ以外の防蟻剤に対しての規制というのはありますか。あるかないかだけでいいんですよ。

○政府参考人(小川富由君) ございません。

○前田武志君 大臣、ここからなんですけど、まだ専門家にお聞きしますが、今の答弁だと、要するに、家具でも、それから防蟻剤、要するにシロアリ対策ですよ、だから床下なんかそういう薬品をまいておるわけなんですけど、そういうところも含めて実は全ききと規制は掛かっていないと、こういうことなんだろうと思うんですけど、別に答えなくていいんですけど、結果としては縦割りの中でそういうことになってしまった。家具については、多分経産省の方で何か法律ありますよね。ちょっと答えてください。

○政府参考人(後藤芳一君) お答えを申し上げます。先ほど来と少し重なるかもしれませんが、けれども、作り付けの家具などにつきましては建築基準法でございます。ほかに必要なものにつきましては、有害家庭用品の規制法でございますとか、それから食品衛生法、人に、なめるとか、そういうものが既にございます。

○前田武志君 要するに、申し上げたいことは、家具全般について、家具を発生源とする化学物質

についてのその観点からの何らかの規制あるいは基準、全くないと、こういうことなんですよ。はい、どうぞ。

○政府参考人(岸田修一君) 今御質問の家具の点ではございませんけれども、御参考になることとしてしまして、室内での空気濃度、ここにおきまして指針値あるいは暫定目標値というものを決めてございますので、ちょっと御紹介申し上げたいと思います。

○前田武志君 ちょっと時間がないので、もう結構です。

○委員長(櫻井充君) それはちょっと答弁の内容違いますよ。

○前田武志君 それで、多分あの当時、官邸ができたときには、二階経産大臣は農林大臣だったですかね。官邸にはおられませんでしたか。あの当時、平成十七年の臨時国会の予算委員会でのやり取りの中で、細田官房長官が、いや、官邸に入ったら目がちかちかして窓を開けたんだよというような話があったんですね。

○委員長(櫻井充君) あった、僕が質問したやつだ。

○前田武志君 あつ、そうだった。櫻井委員長との質問に対してそういうお答えになっていまして、そのくらい、日本のトップが入る一番のその官邸すら実は随分というんな異物の、空気環境が悪かったわけなんです。そういうことを実はしっかりと認識をしておかいかぬと思うんですね。

一般の方々というのはむしろこの辺に物すごく神経質でもありますし、また実際の被害を受けているわけなんです。特に過敏な方々にとっては大変な状況なんだろうと思う。しかしそれが、野放しとは言いませんけれども、抜け落ちているところが余りにも多過ぎるというところをやはり経産大臣というよりも内閣としてしっかりと認識をしておいていただきたいと、こう思うんですね。

そこで大臣、感想も含めてちょっとお聞きしたいんですけども、この室内のこういう製品、家

具であつたり何であつたりですが、これ本場に日本古来の無垢の木材を多用しておいてもらえばそれだけでも大分違うと思うんですね。紀州や吉野の木材も大いに利用してもらおうようなことになれば、多少はそんなレベルを下げることもできるかと思いますが、これは余計なことではあると思いますが、お聞きになっていてどういうふうな大臣は認識されましたか。

○国務大臣(二階俊博君) 前田議員のお地元は、今お話しのとおり、そういう木材の日本有数の産地でありますので大変御経験も深いわけでありまして、私は先ほど来、前田議員の御質問を伺いしておりまして、健康で安心して生活できる住環境の実現のために木材の活用ということは極めて大事な視点である。同時に、木材以外が活用されている分というの、これも近年非常に大きいシェアを占めているわけですが、私はこれらの点について、今、前田議員の御指摘の、抜け落ちておるんではないかということをもう一度よく検討して、もしそうであると思えば、これらに対しての対応等は今後関係各省と相談しながらしっかりと対応をしてみたいと思っております。

なお、国産材の古来の木材を活用せよということでありまして、古来の木材を活用している古い旅館とか、いろいろな記念品、記念物の展示とかなさっているところは全国各地に多いわけですが、それはすべからずみな二百年、三百年という歴史を持つておるわけなんです。御承知のとおりであります。これらのことを参考にしながら、我々は、今後この化審法のみならず政治全体を運営していく上において十分配慮をしなければならぬ問題だと思っております。

なお、前田議員も交通バリアフリーの問題等についても大変御熱心に取り組んでいただいておりますが、今度も交通バリアフリーは一步も二歩も前進させることができるようになりましたが、私は家庭内のバリアフリーが大事ではないかということを中心として、家庭内のバリアフリーについては、御承知のとおり、特にお年寄りのおら

れるようなおうちのいわゆる手すりを直すとか、あるいは風呂へ入るときに段を直すとか、そういうふうな面についても税制上の措置も今度の予算でお認めをいただいたところでありますが、こうした点も我々十分考えていかなければならないのではないかと。

そして、木材の活用についてもしっかりとやれということだと思っておりますが、私もこのことの重要性は承知をしております。木材を使つて、普通の洋室にそのセツトを置きますと和室に変わるといふか、そういう機能、使い道があるわけでありまして、私はかねて、小泉内閣のときでございましたが、置き和室というのを大臣室へ置いてみました。そして、外国から来られた、例えば前のアメリカのシーファー大使とかいろんな方々にちよつとお掛けをいただいております。一杯も差し上げれば、このときの写真なんかを持ち帰つて評価をしていただきました。今どこへ行ったかと思つたら、今日は、聞いてみますと今パリの方までこの置き和室が運ばれていて、今ジエトロのパリのセツトとして活用されておりますものですから、フランス人がおいでになってお掛けになって記念撮影をされているとかということでお使われている。

ですから、我々はまだまだこの木材の活用については方法はたくさんあると思っております。しかし、あわせて、今御審議いただいております化審法で、先ほどからの御指摘のように、何か家庭内のことで今この資料に御提示いただいているようなことの中に我々がうっかりしている問題があるかもしれない、あるとすればどういふ点であるかよく精査をして、また御相談を申し上げます。このように思っております。

○前田武志君 大臣、ありがとうございます。私が木材と申しましたのは、やはり大臣が御指摘のように、日本は木の文化で何千年とやってきているわけですね。ほんの数十年前まではあらゆる住環境というのは、住環境の中にある用具、たしかそういうものはほとんどが木の文化だったん

ですね。それで問題はなかった。その後、人工的なこういう化学物質というものが非常に便利に使われるようになったわけですが、これは大臣が言われるように二百年、三百年の検証は受けていないわけですから、幾ら分析的に調べて規制を掛けていったとしても、なおかつまだ疑念が残る。そして、大きくとらえれば、やはりこれからの時代、地球環境を救うのは木の文化であるというふうに、こう言われているわけでありまして、是非経産省におかれましては、家具であり何であり、まさしく大臣の主導で大いに振興していただきたいと、このように思います。

そこで、最後になりますが、この部屋の環境等に戻って言いますと、この前の連合審査でも加藤委員の御指摘等があった、あのときのデータも私見させていただいているんですが、胎児、幼児の健康ということについて非常に加藤委員も懸念を抱いて、積極的のいろいろ政策提言を行っておられます。その議論の中で、子供のアレルギー体質というのが四二％とか三％とかいう御指摘がありましたよね。それは、胎児、幼児なんというのはほとんどがその過ごす環境というのは家の中であるわけでございますから、しかもその胎児というのは母体を通じてまた蓄積もしていくわけですから、したがって、胎児、母体、幼児、しかもその環境というのは、割とルームの中でも低いところの空気のところにはさらされるわけですから、比重の重いものはその下の方にあるというようなこともある。

この辺のことを考えると、やはり抜け落ちていただけではなかなか済まされない。やはり内閣を挙げて相当本気になって取り組まなければいけないのではないかとこのように思います。

そこで、この化審法改正に至る合同委員会がありましてですね。その報告書を見ておきますと、検討の背景及び化審法の施行状況、その中の②の最後の方に、持続可能な開発のためのあのサミットがございましたね、WSD目標の達成に向けて、すべての化学物質についてリスクを評価した

上で、ライフサイクルの全般を通じた二層の適正管理を実現するための取組が進みつつあり、今後は、川上事業者のみならず、川下事業者も含めたサプライチェーン全体で、各事業者が適切に化学物質を管理する必要があると、こういう認識をされているわけですね。それを基に化審法を改正されているわけでありまして、まさしく今議論してまいったことはこの流通過程の川下の問題になってくるわけでありまして。

経済産業省というのは、その上流側の、一番上流に行けばもうほとんどすべてをカバーしているわけで、そして、その河口段階というものも中小企業等も含めてかなりの部分は経産省がカバーしておられます。そういった意味で、再度大臣に、最後にこの流通過程を含めて、川下のトータルとしての、特に家、ルーム、幼児あるいは胎児、こういった子供たちの環境という意味においても、この部屋の環境等についてどのようにこれから対処していくおつもりか、その見解をお聞きして、終わります。

○国務大臣(二階俊博君) この化審法の御審議をいただいている過程におきまして、各議員の皆様から随分示唆に富んだ御意見、また御指摘等をちょうだいしてまいりました。

ただいま前田議員からお話のありました点について、我々としても検討を要する問題も含んでおると、このように考えておりますので、健康被害の防止という観点からこの家の中の化学物質について改めて検討してみたいと、このように考えております。

○前田武志君 終わります。

○北川伊勢子君 化審法につきましては、有害な化学物質の輸入あるいは製造に対する規制と、こういうことでございますが、化学物質に対する規制の法律というのは非常にたくさんあるわけですね。大体、大まかにこれを整理してみますと、人がその製品を使って、あるいは食料に、食べたり口に入れたりして被害を受ける、そういう用途に対する規制と、それから環境ですね、環境を通

じていろんな影響を受けるという、環境に対する規制というようなものに分けられると、こういうふうに思っていますね。

用途の規制といいますが、その規制法を見ても、まず、薬事法、それから農薬取締法、それから食品衛生法、毒物・劇物取締法、あるいは有害家庭用品規制法、建築基準法、労働安全衛生法といふようにたくさんあるわけですね。また、環境規制につきましても、大気汚染の防止法、それから水質汚濁の防止法、あるいは土壌汚染防止法、それから廃棄物の処理法と、こういうことで、これも随分たくさんあります。今回の化審法、今回改正されますと、そういうようにたくさんあります。いろいろな規制法、そこに対する情報の提供とか、あるいはその用途データの提供とかいうようなことができると、こういうようなことが説明されておるわけでありまして。

私は、この化審法の今回の改正になりました後、この化審法というのは一体、たくさんこういうふうな規制がありますが、その中で一体どういうような位置付けになっていくのかということの整理をひとつ聞かせていただきたいと思うんですが、これは政府参考人で結構でございますけれども。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

化学物質に関する規制の体系、今委員がおっしゃったとおりでございます。いろんな整理の仕方がございまして、おっしゃいましたように、大別をしますと、化学物質を直接口に入れたりあるいは肌に触れるというように着目したもので直接の暴露量を規制する、用途に着目したものが多くございまして、そういうものと、それから環境を経由して人の健康あるいは動植物への影響を規制するというのが、二つございまして。もう随分法律名を言っていた、いただきました詳しくは申し上げませんが、暴露量、直接暴露に関する規制はいわゆる個別法でございます。それから、環境経由の方の規制も、これも二つの

タイプがあると言つてよろうと思います。一つは、さっき言いました、いわゆる公害的な排出をされるものについてのもの、ございまして、それからもう一つが、そういうものではございませんが、化学物質とかあるいは製品を使う際に環境に放出をされて、その長期毒性なんかによりまして人や動植物に悪影響が懸念される、食物連鎖も含めてでございます。そういうことが懸念される場合に、当該物質が製造したりあるいは輸入されるその大本のところで規制をします、そういうものがございまして、これが化審法でございます。

したがって、そういう位置付けでございますので、委員先ほどおっしゃいましたように、比較的今回の改正で対象物質も増やしましたので、大本のところではいろんな情報が集まってくるようになります。したがって、そこで得られた情報等につきましては、今申し上げましたそういうものもろの規制の方に役立つものが相当入ってくると思っております。これを有機的に関係省庁に御連絡をするということにさせていただいて、全体として効果が上がるようにさせていただきたいと思っております。

○北川伊勢子君 この化審法は一九七三年に制定された。で、それ以後の新しい物質についてはそれぞれちゃんと評価をされ点検されておると。しかし、それまでのもの、約二万六千個についてはすべてが点検されておる、評価されておるということではないんだということでありまして。その点検されていないのが約一万九千個残っておりまして、こういうふうな聞いておるんですが、それをやはりちゃんと点検、評価していかねばいけないと、こういうことで今回の一つ改正がある、ということですね。

それをいつまでにその点検されるのか。そして、その中から第一種特定化学物質という非常に有害なものを取り出していくと、こういうことなんでしょうけれども、今現在、第一種特定化学物質というのはどのぐらいあつてどういう措置がされておるのか、お答えください。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

まず、全体の対象の範囲でございますけれども、おっしゃいましたように、今回の改正によりまして、その四十八年の立法のときに必ずしも対象になっておりませんでしたいわゆる既存物質というものも含めましてすべての物質を対象にしてチェックをします。もちろん、先ほどの委員にも申し上げましたように一定のすそ切りでありまして、これはやってみたいと分かっていただいても、大体七千品目ぐらいがその届出の対象になってくるだろうと思っております。

その上で、発がん性等の有害性について、徐々に簡易な試験から重い試験まで含めてチェックをしてみたいと思いますが、まずその中で一定の有害性が認められるもの、あるいは有害性については分からないもの、これについては優先評価化学物質というふうに指定をいたしまして、徐々にチェックをしてまいります。これが多分約一千物質ぐらいになると見込んでおります。これにつきましても、サミットでの合意に基づいて、二〇二〇年まで、もちろんこれはなるべく早くという意味も含んでおりますが、それまでにこの千物質についてはチェックをするということにしていきたいです。

その上で、どういうカテゴリーに入ってくるかというのには必ずしも今予見ができませんけれども、現在、御指摘にございました第一種特定化学物質というのにつきましては十六品目ござい

ます。これはおなじみのPCBとかDDTとかそういうものが入ります。こういったものについて、もしその要件にかなうものが仮にあればこれに指定をするプロセスをたどることになります。

○北川イッセイ君 いつまでというのは言うてくれはったかな。

○政府参考人(細野哲弘君) 二〇二〇年までのなるべく早い時期にそのプロセスを進めたいと思っております。

○北川イッセイ君 それと、改正のもう一つの大

きな趣旨ですね。見てみますと、大気、水で分解しやすい化学物質についても新たに規制の対象にすると、こういうことになっておりますが、これ新たに分解しやすい化学物質を規制の対象に入れたその理由、それから今までそれが入ってなかったために過去にどんな事故があったのか、もしあれば教えてください。

○政府参考人(原徳壽君) お答えを申し上げます。

今回の化審法の改正につきましては、有害性の評価のみならず、リスク評価ということで環境からの暴露という量についても着目して評価をすることになっております。そのために、良分解性、難分解性でなくて環境中でよく分解する物質でありまして、環境中への放出量が非常に多い場合、分解していく、よくは分解するんだけど、それを超えて放出される場合は当然ながら環境中にたまっていくということになりますので、これらについても今回対象にすることにしたいわけでございます。

なお、過去に良分解性物質による広範な環境汚染が生じた事例というのは私も承知しております。したがって、今回、直ちにこの良分解性物質が何らかの指定に当たるようなものがあるとは承知はしていませんが、いずれにしましても、必要な情報を収集いたしまして必要な対応を取っていききたいと考えております。

○北川イッセイ君 それと、さらにもう一つ改正の大きな趣旨であります。国際条約との整合性から見て、やはり一部例外規定を設けなければいけない、こういうようなことが書いてございす。その例外規定について、一体どういう品目が例外規定になるのか、そしてそれが今まで日本ではどのように扱われておったのか。そのところの、そのいろんなそれを設ける趣旨ですね、そういうものをひとつ教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(後藤芳一君) お答えを申し上げます。

今委員の御指摘のように、この度、国際的に、ストックホルム条約と申しておりますけれども、これで新しく規制対象になります物質が九つほどございす。これまでストックホルム条約が既に存在してございまして、そこで規制の対象にしておりました物質を受けるという意味も化審法の役割としてございす。この中では、例外的な用途というの、日本の場合には使っておりませんし、必要がございせんので例外的な用途もなかったわけでございますが、今度指定されます物質のうちで、これは基本的な考え方としまして、代替する物質がない、その役割を果たせる物質が存在しないということ、それから、ある用途には不可欠な用途があるという両方が満たされます物質につきましては、その物質と用途の組合せを指定をしまして国際的にそれを認めてまいらうということが国際的な合意で話が進んでおります。そういったしますと、これまでの化審法の仕組みではそれを許すわけにはいかないということになってございすので、今回の改正案ではそこを認めるということにさせていただきますという考えでございます。

どのような物質かというお尋ねでございますけれども、具体的には一つの物質を予定しております。PFOs、PFOs、PFOsと申しますのですけれども、これが半導体の製造などの過程で不可欠な役割を果たすと、かつこれに代わる物質がないということとで今回使用することを認めるということにさせていただきますと思っております。

ただ、これにつきましては、具体的な設備ですとか基準をちゃんと守るとか、あるいは譲渡する際に当たってはちゃんと必要な表示を行うというようなことが義務として課せられまして、かつその用途に限って認められるということを考えてございす。

○北川イッセイ君 今おっしゃっているPFOsですね、今の時点ではこの一つだと、こういうことなんです。このPFOsは今まで使われていなかったんですか、日本では。もし使われてお

たとすれば、それは何か規制はなかったんですか。

○政府参考人(後藤芳一君) これまでもPFOsは使われてございまして、半導体の製造ですとかほかにも使われている用途がございまして、これがこれまでは監視の必要な化学物質ということで化審法の下で対応してございす。

○北川イッセイ君 今までからPFOsは使われておったと、こういうことなんですか。監視の対象であった。第一種特定化学物質ではなかったんですか。

○政府参考人(後藤芳一君) お答えを申し上げます。

これまでは、監視の対象でございましたので、第一種特定化学物質ではございせんでした。このストックホルム条約の考え方というのは、分解性でございすとか、蓄積性でございすとか、それから有害性とか、それから、広範囲に地球上に影響が及ぶといういろんな考え方がございまして、そのところは化審法とは全く同じではありませぬ、もうちょっと条件が掛かっております。

今回、環境に影響を及ぼしているというようにことを国際的にも調べまして、PFOsを今回改めてストックホルム条約の対象にしようということになりました。これを踏まえまして、日本の方でも中身を考えまして、今回、必要に応じてこの一特の方に指定をする必要があるかということを考えている次第でございす。

○北川イッセイ君 はい、分かりました。このPFOsについては国際条約の状況に合わせたいと、こういうことだというふうに理解しました。それから、今日、厚生労働省お越しですけども、私は、一つの単独の物質について、これは何も害はないんだと、しかし、例えばその無害のものを二つ合わせたら非常に有害なものに変わっていくと、こういうようなものがあるわけですね。その一番例が硫化水素、自殺に使うとかいろいろな問題がありました。こういうようなものについ

て、その規制は一体どうなるのか。それから、硫化水素の話が出ましたので、ついでに、この硫化水素のその後の状況も分かりましたらお聞かせいただけますか。

○政府参考人(岸田修一君) 今、硫化水素の事案についての御質問がございましたが、御指摘の件は入浴剤、これは硫黄を含んでいる入浴剤でありますけれども、それと洗浄剤を混合することによって硫化水素ガスを発生する、こういうものがあります。この二つの製品を混ぜること、それぞれの製品については有毒なものではありませんけれども、混ぜることによって有毒ガスを発生する、そういった事案に対応するために、昨年四月に、浴用剤を販売している薬局、薬店に対しまして、硫黄を成分として含む入浴剤の販売に当たっては必要に応じて使用目的を確認して販売するようにと、また不審な場合には販売を差し控えるようにと、特に、入浴剤と同時に、硫黄を含んでいる入浴剤であります。と同時に酸性の洗剤を購入しようとする者には注意するようにと、こういった点の注意を喚起いたしまして、販売の現場でこのような事件が生じないような措置を行っているところであります。

今後とも、こういう別々の製品を混ぜることによって起きる有害な事案、こういったものについては、情報を収集し次第、関係省庁、関係部局が協力して対策を取る必要があると、こういうふうを考えております。

○北川イッセイ君 今回の化審法の改正について、二〇〇七年には欧州でREACHが制定されましたね。アメリカでも独自の化審法があるわけですね。そういうものを考えますと、それらの国際的な海外の規制、そういうようなものと今回のこの化審法の改正とが対応できるのかどうか、そういう検討をなされたかどうか、お答えいただけますか。

○大臣政務官(谷合正明君) データや規制の対応ということでありませうけれども、要するに事業者にとつてこのデータや規制の共通化ができるかと

いう観点からちよつとお答えさせていただきますが、まず、規制というものは一〇〇％世界で同一ということにはならない、が、しかしながら、データについてはしっかりと各国で共有できるという体制になります。例えばOECD、我が国も加盟しておりますが、このOECDでは化学物質の有害性試験データの相互受入れ、また既存化学物質の安全性点検等、新規化学物質の事前審査の国際調和等の活動を実施しております。こうしたOECDにより国際標準化された試験方法を利用することで、事業者は欧州のREACH規制においても化審法におきましてもその試験データを活用することが可能になります。

今後とも、こうしたOECDの取組に積極的に参加することによりまして、企業の負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○北川イッセイ君 最後に、既存の化学物質を、先ほどの御答弁では約一千ほどになるだろうと、こういう話なんです。それを評価、点検していくと、こういうことなんです。いろいろお話を聞きますと、掛かると思うんですね。いろいろお話を聞きますと、例えば、モルモットなどを利用して少しずつその物質を与えていってどんな影響が出るのかとか、そのデータを全部取っていくわけですから、一件でどれぐらい掛かるのかという、五百万円ぐらい掛かるという話も実は聞いております。

それで、今回のこの改正で、そういう点検評価をしていく上について事業者の方に負担が行くんじゃないかということで、私は大変心配をしております。仮にこれを、いや負担は行かない、政府でやっていくんだということになれば、その費用が対応できるかどうか。例えば一千だけを考えましても、例えば五百万円で一十掛けますと五十億になるわけですね。そこらの点、どうお考えなのか、大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(吉川貴盛君) 私の方からお答えをさせていただきます。今回の改正化審法により事業者が要する追加的費用につきまして、は、既に一定の有害性情報を国が有するもの、そ

れが全くないもの、さらには、事業者において一定の情報の蓄積のあるもの等もあるために一概に言うことはできませんけれども、しかしながら、ただいま北川先生から御指摘がありましたように、事業者の調査をいたしました場合に、この優先評価化学物質のリスク評価に当たりまして基礎的な有害性情報を収集するためには、一物質当たり平均、御指摘いただきましたように五百万というものが分かりました。そして、優先評価化学物質が千物質程度と想定されますので、これもまた御指摘をいただきましたように、全体としては五十億円の費用を要することになります。

こうした新たな有害性情報の収集の負担につきましては、その化学物質が中小企業による製造、輸入が大部分を占める場合には、事業者に代わりまして国が自ら安全性の試験等を実施することをいたしておるところでございます。こうした観点から、平成二十一年度の新規の予算で三億八千万及び今回の補正予算につきましては七億七千万において所要の予算を計上をさせていただきますところでございます。このような予算を通じまして、中小企業など事業者の費用負担に十分に配慮をしてまいらなければならないと考えております。

○北川イッセイ君 終わります。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。どうぞよろしく願います。

質問に先立ちまして、昨日、日中首脳会談でも取り上げておりました中国政府のIT情報の強制開示について、一言触れさせていただきたいと思

います。これは、中国独自の安全基準であります強制製品認証制度、CCCというものによるもので、家電製品やパソコン、基本ソフトまで対象となっております。この認証制度を得ないと中国国内で販売できないというものであります。この認証を得るためにはソースコードと言われます設計図の開示を求められる可能性もありまして、企業側は技術流出のおそれのある世界に例のない制度に困

惑をしているところでございます。

中国政府は一年延期したというふうに発表いたしました。この延期につきましても、まさに経産大臣として、また中国政府に信頼が厚い大臣として恐らく陰で尽力をされたのではないかとこのように思いますが、このような中国側の保護主義的な制度に、技術は命であるわけで、高付加価値の技術を多く持つ我が国政府といたしまして、今後しっかりと対応をしていただきたい、調整を図っていただきたい、これは要望をさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。二〇〇七年六月、EUの化学物質に関する新規制、先ほども出ましたREACHが発効いたしました。これに伴って、フィンランドのヘルシンキに新設をされました欧州化学物質庁も活動開始をいたしました。

REACH規制は、技術革新を促進してEUの化学産業の競争力を維持しながらも、人間の健康や環境の保護を大幅に改善することを目的としておりまして、EUの化学物質規制はほとんど強化をされていると聞いております。このために多くの物質にチェックが及ぶことになりまして、日本の産業界としても情報収集に取り組んでいるようでございますけれども、本法改正もそうした国際的な動きに対応するものではないかと思

います。ところで、低炭素施策の展開の中で、我が国ではリチウムイオン電池の生産、利用が本格化をしております。

このリチウムイオン電池は、極めて新しい化学物質が取り入れられておりまして、法の規制が追い付いていない、こういう現状があると指摘をされております。

一方で、この電池は、皆様よく御存じのように、携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラなどの電源として不可欠のものであります。二〇〇七年の国内生産金額は約三千億円、まさに成長産業でありまして、今後、次世代自動車、自然エネルギーの蓄電池としての技術開発が期待され

ているものであります。ここ二、三年の新聞報道では、パソコンのバッテリーとして使われたりリチウムイオン電池が発火、破裂したということであり、コールされて、製品回収を余儀なくされたとの問題も指摘をされております。

しかし、このリチウムイオン電池というのは、我が国は世界のトップを走っているわけでございます。次の技術展開でも、安全、安心というのはもちろん大事であります、最重要ではあります。我が国にとっても、このリチウムイオン電池はもう最重要の、まさに発展の私は産業であるというわけで、今回の欧州のREACHによって我が国の電池産業が不利益を被っているということはないんでしょうか。また、今回の化審法改正によって、我が国の化学物質の安全性が確保されて、電池の欧州市場の獲得にも資すると考えていいのでしょうか、お伺いをいたします。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えをいたします。

御指摘のとおり、リチウムイオン電池を含めて、電池の性能でいかに競争力を高めていくかというの、これはこれからの日本経済にとって大変重要なファクターであると思います。

御案内のように、今いろいろな規制が欧州で動いております。したがって、これまでのところ、具体的にそのREACHの運用の中で、リチウムイオン電池等に使われる特別な物質に着目して、それが原因で規制を行われ、それによってリチウムイオン電池を含めた取引等に悪影響があるということ、これは事実上はまだ入ってきておりませんが、これは御指摘のとおり、そういう使い方をされる可能性は全くないわけではございませんので、それは十分注視をしてみたいと思います。

ぞ、あるいはこれを、ちゃんとした加工をしている日本の製品は大丈夫だぞというところは、まさに安心、安全という観点からも非常に大きなセー

ルスポイントになろうかと思えます。

したがって、そういったポジティブな発想も含めまして、この改正化審法は物質の安全性等々についてしっかりとした基準になり、それが運用されることによって全体の製品の安全性あるいは安心を高めると、こういう非常にいい循環になることを期待して運用してまいりたいと思えます。

○松あきら君 ありがとうございます。大事なところであると思います。日本のこうした技術を守り、そして、しかもそれが安全だということをしっかりと世界に発信していく。よろしく願っています。

では次に、東アジアにおける支援の在り方についてお伺いをしたいと思います。

経済発展を続ける東アジア各国は重要な貿易パートナーでありまして、東アジア地域における化学物質管理能力の向上が期待されるところでございます。我が国は東アジアにおける先進的な立場を自覚して各国の支援をすることが重要だと思えます。

その際、受入れ可能な支援やロードマップを示すことが必要ではないでしょうか。私は、その支援というのは何もお金、資金ということだけに限らないというふうに思えます。どのような取組をされているのか、これはERIAもつくられた大臣にお伺いをしたいと思います。よろしく願っています。

○国務大臣(二階俊博君) 東アジアにおける化学物質管理の支援については、議員が御指摘のように、大変重要な要素をはらんでおるといふふうに考えております。

これまでも、我が国としてODA事業としてのアジアの行政官や産業界を対象とした研修制度などを実施して、人材の育成等に協力してまいりましたことは御承知のとおりであります。また、A

P・E・C等の場を通じて、日本の化学物質管理の経験をアジア地域に提供し、積極的な協力を行ってまいりました。

今後は、今御指摘のとおり東アジア・ASEAN経済研究センターなどを活用して改正化審法の趣旨や内容を紹介し、アジアを始めとする関係各国に対してもその実施スキームや、あるいは更なる協力を要請するとともに、お互いに情報の共有を図ってまいりたいと考えております。そのような取組を通じて、アジアにおいて日本の改正化審法について更なる御理解を深めて各国の化学物質管理の活用にお役に立てたい、そしてある種のアジアスタンダードというべき制度の大きな広がりを目指していきたいと考えております。

なお、先ほど松議員から冒頭、ITセキュリティの強制認証制度についてお述べをいただきましたが、関心の深い問題でございますからごく簡単に申し上げさせていたきたいと思います。

麻生総理からは、国際的に例のない制度としてこのことに再考を求めるといふことを強く要請をいたしました。温家宝総理からは、適用範囲を狭め、導入を一年遅らせることとしたという回答があったわけでありまして、総理からは改めて再考を要請したところであります。

私も、先般タイで行われました首脳会談の際に、同席しておられた陳徳銘大臣と特にバイの会談において日本側の主張を申し上げると同時に、先般この陳徳銘大臣の下副部長がお見えになった際にもこのことを強く要請し、上に上げると、関係者にそのことを必ず伝えるということに相なっておったわけでありまして、一部新聞に報道されたようなことがあったわけでありまして、我々はこの事実に対して機会あるごとに中国側の再考を求めていくと、この姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○松あきら君 ありがとうございます。お答えいただけたと思いませんでしたので、うれしゅうございしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の質問でございます。

一万分の一ミリ以下の超微小なナノ粒子の技術、日本が世界をリードしているわけでございます。カーボンナノチューブの発見、これは一九九一年、飯島教授、ノーベル化学賞の有力候補に今名前が挙がっているわけでございますけれども、これもまさに日本が最先端を走っております。このナノ技術による材料によりまして、半導体の微細化や太陽光発電の効率化、病気の部位だけに届く薬の開発にも役立つことが期待をされております。市場規模も、二〇三〇年には国内だけで二十六兆円規模に成長するという推計もあるそうでございます。

ところで、最近ナノ技術を使った化粧品が出回っております。ナノテク化粧品は、透明度の高いファウンデーションや紫外線予防効果の高い日焼け止めができるなどが期待をされておるところでございますが、しかしアメリカでは、発がん性やラットでの実験で皮膚から神経を経由して脳に入り込んだなどの報告もありまして、安全性を疑問視する専門家もおります。欧米が安全性研究を究めれば、安全基準を欧米が決めて日本製品は閉め出されない、そういううなりかねない状況もあると私は思います。

ナノ粒子につきましては、有害性の知見が未解明であり、現時点では製造、使用を一時中止すべきと、こういう意見もございますけれども、私は日本が世界に先駆けて安全性を確保して、日本発のナノスタンダードを世界に発信すべきではないか、まさにジャパンスタンダードというものを世界のスタンダード、世界の基準にする、こういう取組を是非すべきではないかと思えます。大臣、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま御質問にありましたように、ナノ物質、極めて微細な粒子状の物質であるわけですが、人や動植物に与える影響はまだ十分解明されておりません。一部には慎重に対処すべきだとの意見さえもあります。しかしながら、ナノ物質の持つ潜在的な利用の可

能性を考えてみれば、むしろ御指摘のように、我が国の先端的な技術力を活用して、安全性をいち早く世界に先駆けて国際標準の確立、これをリードすべきだとの御提言、私も全くそのとおりだと思っております。こうした認識の下に、我が国の産業競争力の強化にとって重要と考えられるカーボン・フットプリントなどについて、我が国が主体となつて世界で初めての安全性評価手法を開発し、OECDのガイドラインとして採用されるよう提案する準備を進めているところであります。

今後とも、この分野において、関係省庁とも十分連絡を密にしなが、世界でもリーダーシップを発揮できるように努力を重ねてまいりたいと思っております。

○松あきら君 ありがとうございます。終わります。

○松下新平君 ありがとうございます。改革クラブの松下新平です。

質問に先立ちまして、このたびの新型インフルエンザの発生に對しましての経産省の取組をお伺いしたいと思っております。

WHO緊急委員会は、今朝、日本時間の今朝ですけれども、この警戒レベルをフェーズ5に引き上げました。六段階の上から二番目という状況であります。それぞれ第一義的には厚生労働省そして農林水産省が取り組まれていらっしゃるけれども、経産省の現在までの取組についてお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(照井恵光君) お答えいたします。

経済産業省におきましては、政府全体の新型インフルエンザに関する行動計画に基づきまして当省の行動計画を定め、新型インフルエンザの発生の各段階に応じて必要な対応を取っているところでございます。

今般の豚インフルエンザに對しましては、二十八日に、一昨日でございますけれども、政府の対策本部で基本的対処方針がまとめられまして、それに基づきまして二階大臣を本部長とする経済産業省新型インフルエンザ対策本部を設置し、当省

としての対処方針を取りまとめ、関係事業者等に周知を行い、対応しているところでございます。

具体的には、電気、ガス、石油等のライフラインや生活必需品の国内供給体制を確認すること、産業界に対する注意喚起や、国内で新型インフルエンザが発生した場合に備えた事業体制の確認を要請することなどでございます。

本日も、委員御指摘のとおり、WHOにおきまして警戒レベルがフェーズ4から5に引き上げられました。今後とも各種最新の情報、政府全体の方針を踏まえまして必要な対応を取ってまいり所存でございます。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま照井技術総括審議官が御答弁を申し上げたとおりであります。が、私どもも、経済産業省としては、取り組むべき課題というものは既に承知をしておるわけでありますから、ライフラインや生活必需品にかかわる対応等は、これは私どもにとつて大きな課題でありますので、この点を十分認識をしてお対応したいと思ひますが、同時に、産業界との連携といひますか、関係の深い省庁でありますから、それだけに、各産業界とも情報の収集や、あるいはまた我々の側からの情報の発信、伝達、そのことに抜かりなく対応してまいりたいと思っております。

ただ、余りこのことが先走つて、かえつて風評被害等を巻き起こすその原因をつくつてもなりませんので、そこらところは十分バランスを考えながら、そして遅きに失することのないように、やるべきことは果敢にやつていく、そういう心構えで今対処しようとしておるところであります。

○松下新平君 ありがとうございます。大臣がおっしゃつたように、いたずらに危機感をあおつてはいけないと思ひますが、万全の取組をよろしく願ひしたいと思います。

それでは、本日の議題であります化審法、質疑の終局に当たりまして、重複もありますけれども、確認の意味で、幾つか用意してまいりましたので、御答弁をお願いしたいと思います。

まず一点は、すべての化学物質の届出対象化に

よる影響についてお伺ひしたいと思っております。

今回の改正は、ハザード評価を中心とした規制からリスク評価を大幅に取り入れた体制に転換するものとされております。そのために、暴露量を集計、推定するための手段として優先評価化学物質及び一般化学物質が新設されまして、製造・輸入数量等の届出の対象となります。これによつてすべての化学物質が届出対象となるわけですが、この結果、届出物質数と事業者数が増加するわけですが、いろいろ質問がありました。が、予算は大丈夫か、あるいは人員、体制は大丈夫かという懸念がございますけれども、この点について御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(後藤芳一君) お答えを申し上げます。

従来の化審法と新しい化審法で事業者数とか物質の数がどう変わるかという論点と、それから体制が十分かという点でございます。

最初に、現在の化審法の下では、監視ですとか一特、二特といった物質を全部合わせますと約一千の物質で四百社ぐらい、これらが届出義務ですとか、こういう規制の対象になつてございます。これが現在、一千と四百社ということでございます。

それで、改正化審法の下では、今御指摘のように、優先評価化学物質ですとか、新しい枠組みにしてまいります。対象の物質も広げてまいります。ただ、リスク評価をやることによりまして、実際にそれを子細に審査をしまひるものは絞り込んでやつてまひると、こういう増減がございます。

この結果、一トン以上の製造、輸入のあります物質の想定としましては、先ほど来の御答弁でもございましたように、大体七千ぐらいと想定しております。これに對応いたします事業者の数といふのは八百社程度という具合に増えるということかと存じます。

ただ、その中で、今申しましたように、発がん性の疑われる物質でございますとか、あるいは有害

害性の情報がない物質、不明である物質である、しかしながら環境への排出量が多いと考えられるものといふようなことを絞り込んでまいりまして優先評価化学物質を指定してまいります。優先評価化学物質につきましては、大体これが一千物質、四百社ぐらいが対象になろうかと考えてございます。

これに對します対応といたしまして、経産省とそれから厚生労働省と環境省の三省で協力しておりますけれども、その職員が約五十名ございというところでございます。これは、またほかに届出情報がたくさん集まつてまいりますので、その集計ですとかは外部の委託などを積極的に活用してまいろうと思ひます。

こうしたやり方によりまして、人員ですとか予算の確保には万全を期すとともに、この制度の、新しい制度を円滑、着実に実施されてまひるよう努めたいと思ひます。

○松下新平君 よろしくお伺ひしたいと思ひます。

もう時間もありませんので、最後の質問になろうかと思ひます。

国民への分かりやすい説明の必要性についてお伺ひしたいと思ひます。

化審法を始めとして、化学物質に関する法律は直接国民に義務を課するものではありません。内容も専門的なために、国民の理解度は余り高くないと思ひております。しかし、現在の我々の生活は、今日もありましたけれども、シックハウスの化学物質を取り囲まれておりまして、その取扱ひ方法を間違えれば、人の健康等に悪影響をもたらす可能性は十分考えられます。

そこで、政府は事業者や国民が化学物質管理について理解を深めることができるような施策を進めるべきだと思ひますけれども、その点についての御意見をお願いいたします。

○国務大臣(二階俊博君) 化学物質から、私たちの生活に大変必要不可欠な重要なものであるとい

うことはだれもが承知をしているところでありますが、これは一方、取扱いを誤りますと、人の健康や環境の中の生物に対して悪い影響を及ぼす可能性を持ち合わせております。

そこで、松下議員の御意見のとおり、私はこの法律の中で、たゞいま御指摘のように、国民の皆さんに御理解を深めるその努力をするということでは最も大事なことであり、政府としては、御承知のとおり、持続可能な開発に関する世界首脳会議の合意に基づく目標にあるとおり、二〇二〇年までに化学物質のリスクを最小化させる方策を今後着実に実行してまいりたいと思っております。

経済産業省では、改正化審法の下で得られた情報について、データベースを整理し、可能な限り情報公開を進めて、広く国民の皆さんに、あるいはまた事業者の方々に情報の提供を図って御協力を求めてまいりたいと思っております。また、持続可能な開発に関する世界首脳会議の合意の内容や今回の改正の趣旨の周知徹底を行い、国民と事業者の方々の協力によって化学物質への理解を更に深め、化学物質によるリスクの低減化を図られるような社会の構築に努力をしてまいりたい、このように考えている次第であります。

○松下新平君 もう一点、国民への分かりやすい説明について伺いたいと思います。

化審法は、化学工業品としての化学物質について製造、輸入を規制の対象としております。しかし、一般の国民の関心としては、玩具に使用される塗料などの日常生活で使用する製品に問題がないかなどに力点が置かれている傾向にあります。また、化学物質の中には、化学兵器の製造や禁止されている薬物の取引にも転用され得るものがございます。

このような社会的な関心が高い事項と今回の改正はどのように関係していくのでしょうか、お願いしたいと思います。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

平成二十一年五月十三日印刷

化学物質に関する諸規制については、累次御説明を申し上げたとおりでございます。

確かに化審法は、個別の法令の対象となる物質を、直接というよりは、その製造とか輸入の大本のところで管理をするという立て付けでございます。その点で、したがって、そういう意味では一般の国民の方から比較的に見えにくい構造があることは事実でございます。

ただし、累次御説明しましたのもう簡単に申し上げるだけにとどめますけれども、今般の改正によつて、相当幅の広い物質について余り例外を作らずにチェックをするということにさせていたいただきました。したがって、たくさん情報が集まってきたので、この情報については、個別の法令について有用なものはどんどん関係の省庁に御提供申し上げることにさせていただきます。つまり、それから、化学物質はいろいろなところに使われます。したがって、これが含有をするような消費者用の製品も含めて、どこにどう含まれているかということについては、包装とか送り状にちゃんと表示をするというようなことも含めて、流通段階における見える化といえます。情報の透明化を図るということもさせていただいております。

したがって、この法令自身は大本の規制でございますけれども、いろいろなところに波及をする効果にかなりがみまして、最大限の情報提供と透明化に更に努めてまいりたいと思っております。

○松下新平君 ありがとうございます。六つの省庁にまたがるということですが、経産省のリーダーシップで運用をしつかりしていただきたいと思います。

○委員長(櫻井充君) 他に御発言もないようです。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十分散会

平成二十一年五月十四日発行

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、異常な原油価格高騰から暮らしを守る施策に関する請願(第一七五〇号)(第一七五一号)
一、生活危機突破に向けた景気対策に関する請願(第一七八四号)

第一七五〇号 平成二十一年四月十日受理
異常な原油価格高騰から暮らしを守る施策に関する請願

請願者 仙台市太白区郡山七ノ二ノ二〇
入間田範子 外六千四百名
紹介議員 紙 智子君

原油価格が高騰し、穀物、飼料や肥料の価格高騰そして物価高になって国民に押し寄せ、生産、経営、暮らしを直撃した。このような事態を招いたのは、ばく大な投機資金が、原油や食料の先物市場に投入されたことが主要な原因と言われ、投機資金により膨れ上がったバブル経済の崩壊が、現在の世界的な不況の原因であり、今後の健全な資本主義社会の再構築のためにも、日本が先頭に立って行き過ぎた投機資金の抑制をすべきである。原油価格は落ち着き、灯油価格は二〇〇五年の価格に戻ったが、二〇〇四年までの価格には戻らず、高止まりの状態である。石油元売各社は昨年一〇月から導入した新価格体系は、卸価格を公表せず、週決めの価格体制にするもので、市場の透明性に不安があり、これまで以上の灯油価格高騰につながるよう、行政の指導・監視を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、原油価格高騰の要因となっている投機資金の流入について、日本が率先して各国と連携し、国際石油市場を安定化させること。
二、灯油と石油製品の便乗値上げや在庫水準等の監視を強化し、灯油の供給量と価格の安定対策を講じること。石油元売の新価格体系に基づく石油関連価格の動きを監視し、価格高騰につながらないよう指導すること。

第一七五一号 平成二十一年四月十日受理
異常な原油価格高騰から暮らしを守る施策に関する請願

請願者 仙台市青葉区中山四ノ一七ノ二〇
ノ一〇三 加藤房子 外一万二千六百二十二名
紹介議員 市川 一朗君

この請願の趣旨は、第一七五〇号と同じである。

第一七八四号 平成二十一年四月十五日受理
生活危機突破に向けた景気対策に関する請願
請願者 東京都国立市富士見台四ノ一七ノ一ノ一三ノ五〇五 土橋英代 外七名
紹介議員 岩本 司君

この請願の趣旨は、第一三六八号と同じである。

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A